

事 務 連 絡
令和5年12月22日

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会 御中
各生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

トコジラミは、寝具や家具の隙間や、カーテンの裏などに潜り込み、夜間の就寝中に体にとりついて吸血することで、強いかゆみが生じる被害が発生します。

トコジラミ被害は主に宿泊施設で生じる傾向があるものの、その他の施設においても生じ得るため、貴会におかれては、必要に応じて別添1のチラシの活用等により、貴管下の営業者に対してトコジラミへの対応について周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、別添2のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区宛て、別添3のとおり全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て、別添4のとおり(公社)全国ビルメンテナンス協会及び(公社)日本ペストコントロール協会宛てそれぞれ事務連絡を出していることを申し添えます。

- (別添1) トコジラミ対策の周知チラシ(作成:厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)
- (別添2) 都道府県、保健所設置市及び特別区宛て事務連絡(本文のみ)
- (別添3) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡(本文のみ)
- (別添4) (公社)全国ビルメンテナンス協会及び(公社)日本ペストコントロール協会宛て事務連絡(本文のみ)

以上